

天草市 緊急支援資金利子補給金 申請の手引き

補助金の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業者等が、「熊本県金融円滑化資金」の融資を受け、補助対象期間中に支払った利子について、天草市が独自に利子相当額を補給するものです。

補助対象者

補助金を受けることができるのは、①②③の要件を全て満たしている中小企業者等になります。

- ① 法人は本店の所在地が、個人は住所が天草市内であること。
- ② 熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分、セーフティネット保証4号、危機関連保証）の融資を受けていること。
- ③ 市税を完納していること。

補助額等

【補助金額】

補助金の額は、毎年2月1日から翌年1月31日までに支払った利子相当額です。ただし、延滞利子の額は除きます。

【補助の限度】

当該資金（融資）の初回返済日から3年以内または36回分のいずれか早いほうが限度となります。

【補助対象融資額の限度】

1事業者あたり対象となる融資の上限額は8,000万円までとなります。
複数の融資を受け、融資総額が8,000万円を超える場合は、8,000万円分までが補助の対象となります。

必要書類

- ① 天草市緊急支援資金利子補給金交付申請（請求）書（様式1）
- ② 資金借入契約書等の写し
- ③ 償還計画書等の写し【金融機関発行】
- ④ 天草市緊急支援資金利子補給金支払実績証明書（様式2）
※ ④は金融機関に依頼し証明を受けてください。

②と③は初回申請時のみ添付してください。
①と④は市のホームページ、市役所本庁・各支所でも受け取れます。

申請受付期間

①か②のいずれかの期間に申請することができます。なお、申請を翌年度に持ち越すことや複数年の利子をまとめて申請することはできません。必ず毎年2月末までに申請してください。

- ① 1年分を1回で申請・・・2月1日から2月末日まで
 - ② 1年分を2回に分けて申請
 - ◇ 上半期（2/1～7/31）分・・・8月1日から8月末日まで
 - ◇ 下半期（8/1～1/31）分・・・2月1日から2月末日まで
- ※ 受付期限日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日が期限になります。

申請・お問合せ先

原則として郵送で申請してください。
新型コロナウイルスの感染防止のため郵送申請のご協力をお願いします。
※ 申請受付期限日の消印有効です。

【申請書の宛先】

〒863-8631 ※住所の記載不要
産業政策課 利子補給金 係

【お問合せ先】

天草市役所 産業政策課 TEL 32-6786（直通）

ホームページ

[https:// www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0036989/index.html](https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0036989/index.html)



▲市ホームページ